

令和8年度次世代産業関連プロジェクトと首都圏等スタートアップとのマッチング業務委託  
公募型企画提案募集要項

**1 趣旨**

本要項は、次世代産業関連プロジェクトと首都圏等スタートアップとのマッチング業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

**2 公告日** 令和8年5月22日（金）

**3 業務委託者**

- (1) 業務委託者：静岡県知事 鈴木 康友
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課  
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
電話 054-221-2985 F A X 054-221-2698  
メール [trc@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:trc@pref.shizuoka.lg.jp)

**4 業務概要**

- (1) 業務の名称  
令和8年度次世代産業関連プロジェクトと首都圏等スタートアップとのマッチング業務委託
- (2) 業務の目的  
本事業を実施することで、次世代産業関連プロジェクトに連なる県内企業と首都圏等スタートアップとの連携を促進することにより、新たなイノベーションの創出や県内企業の課題解決を図る
- (3) 業務内容  
別添「令和8年度次世代産業関連プロジェクトと首都圏等スタートアップとのマッチング業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務の委託期間 契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (5) 契約限度額 9,000千円（税込）

**5 応募資格**

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 過去に類似の業務を運営した実績があること。
- (2) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）を完納していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされて

いる者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他契約を締結している者

## 6 企画提案参加方法

(1) スケジュール

企画提案参加受付	令和8年5月22日（金）
質問の受付締切	令和8年5月29日（金）
質問回答	令和8年6月3日（水）
企画提案応募申込書の提出期限	令和8年6月5日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年6月12日（金）
企画提案（プレゼンテーション）	令和8年6月17日（水）
選考結果の伝達	令和8年6月18日（木）

※なお、参加者の状況により変更する場合がある。

(2) 質問の受付及び回答

ア 本業務に関する質問については、原則として「質問書」（様式8）を提出するものとする。

○ 提出先等

- ・提出期限 令和8年5月29日（金）午後4時
- ・提出先 静岡県経済産業部 産業革新局 新産業集積課
- ・提出方法 電子メール

○ 回答

質問に対する回答は、原則として6月3日（水）までに、質問者に対して行うほか、静岡県ホームページ上に掲載する。

静岡県新産業集積課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/1082709.html>)

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

### (3) 企画提案応募申込書の提出

企画提案参加希望者は、所定の様式により参加の意思を表明するものとする。

提出期限	令和8年6月5日（金）午後4時まで（必着）
提出方法	原則、電子メールとする（PDFファイルとすること） ※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする
提出先	静岡県経済産業部産業革新局 新産業集積課（静岡県庁東館9階） メール：trc@pref.shizuoka.lg.jp
提出書類	企画提案応募申込書（様式1）1部
その他	企画提案応募申込書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式「辞退書」（様式2）を提出すること

### (4) 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

提出期限	令和8年6月12日（金）午後4時まで（必着）
提出方法	原則、電子メールとする（PDFファイルとすること） ※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする
提出先	静岡県経済産業部産業革新局 新産業集積課（静岡県庁東館9階） メール：trc@pref.shizuoka.lg.jp
提出書類	①企画提案書（表紙）（様式3） ②提案内容の概要（様式4） ③企画提案書（任意様式） ④過去の業務実績（様式5） ⑤会社概要（パンフレット等） ⑥納税証明書（本社等所在地の法人都道府県税に未納がない証明） ⑦見積書（様式6） ⑧見積書内訳書（任意様式） ⑨企画提案応募に係る誓約書（様式7） ⑩パートナーシップ構築宣言ポータルサイト ( <a href="https://www.biz-partnership.jp/index.html">https://www.biz-partnership.jp/index.html</a> ) に掲載済みの「パートナーシップ構築宣言」（該当する場合のみ）
提出部数	電子メールの場合 ①～⑩：1点のみの提出で可。それぞれ別々のPDFファイルとして提出すること ※持参の場合 ①～⑤：各7部（正本1部、写し6部） ⑥～⑩：各1部

様式等の入手方法	静岡県新産業集積課ホームページ ( <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/1082709.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/1082709.html</a> )
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案に係る一切の経費は、応募者の負担とする。</li> <li>・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。</li> <li>・提出された応募書類は返却しない（辞退の場合も同様）</li> <li>・提案書は、一提案までとする。（複数の企画提案は認めない。）</li> <li>・なお、静岡県情報公開条例により、情報開示の請求を受けた場合には、開示の対象となる場合がある。</li> </ul>

#### （５）企画提案する内容

以下の内容を記載した企画提案書（任意様式）を提出すること。

なお、別添「令和８年度次世代産業関連プロジェクトと首都圏等スタートアップとのマッチング業務委託仕様書」についても参考とすること。

##### ア 実施体制

- ・当該業務を受託するに当たり、業務を担当する人数及び業務分担
- ・協力業者や関係団体の有無及びその役割分担

##### イ 業務内容

- ・マッチングイベントの概要
- ・次世代産業関連プロジェクトとスタートアップとのマッチングの促進手法・内容
- ・参加者間の交流機会の創出

## 7 選定方法

### （１）選定委員会による選定

提出された企画提案書は、「次世代産業関連プロジェクトと首都圏等スタートアップとのマッチング業務企画提案選定委員会」において7（３）に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及び説明（プレゼンテーション）により行う。

### （２）企画提案書の説明（プレゼンテーション）

企画提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）による審査を行う。詳細については、別途連絡する。

日 時	令和８年６月１７日（水）時間未定（決定次第通知）
場 所	オンライン（実施方法の詳細については、後日連絡）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各提案者 25 分程度を予定（プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 10 分を予定しているが、変更となる場合がある）</li> <li>・原則、業務責任者を含む計 3 名以内の出席とする。</li> </ul>

	・その際、追加資料の提出は認めない。
--	--------------------

### (3) 評価基準

評価項目	評価基準
実施方針	・事業の趣旨を十分に理解し、中長期的視点のもと、具体的で一貫性をもった提案内容となっているか
運営体制	・事業成果の達成に必要な体制を整えているか
企画内容	・コンテンツの企画、準備スケジュール、関係先との連携は適切か ・参加者（スタートアップ、ベンチャーキャピタル等）の増加、意思決定者の参加を促進するための仕掛けがあるか ・次世代産業関連プロジェクト関係機関とスタートアップのマッチングを促進する仕掛けがあるか ・イベント後のフォローアップが十分に行われる提案がされているか。
経済合理性	・提案内容は、費用対効果の観点から効果的か
類似業務等の実績	・過去の実績から、受託者として適当であるか
社会的取組	・パートナーシップ構築宣言に登録しているか

### (4) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①委託限度額を超えた場合
- ②応募期間を過ぎて提案書が提出された場合
- ③選定委員会に欠席又は遅れた場合
- ④不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合
- ⑤評価の公平性を害する行為があった場合

## 8 契約候補者の選定及び選定結果の発表

(1) 審査の結果、契約の限度額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。

(2) 選定結果は次のとおり発表する。

日時	令和8年6月18日（木）午後4時まで
方法	すべての応募者にメールにより通知する

(3) 非選定通知を受け取った者は、通知の翌日から5日（土日及び祝日を含まない）以内に書面（自由様式）により、電子メールで非選定理由（審査結果に係る自社の評価）について説明を求めることができる。

(4) 非選定通知の理由の開示は、説明を求めることができる最終日の翌日から10日（土日及び祝日を含まない）以内に書面により回答する。

## 9 契約についての留意点

- ・契約候補者選定後、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で協議の上、修正をする場合があるものとする。
- ・委託業務費は原則、精算払いとし、県が必要と認めるときは、提案者の請求に応じて分割して前金払をするものとする。

## 10 提出先、問合せ先

静岡県経済産業部 産業革新局 新産業集積課

住所：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館9階）

電話：054-221-2985 F A X：054-221-2698

メール：[trc@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:trc@pref.shizuoka.lg.jp)